

上越市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 子どもの権利（第4条―第9条）

第3章 子どもの権利を尊重し、及び保障すべき主体となるものの責務（第10条―第14条）

第4章 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策等（第15条―第18条）

第5章 上越市子どもの権利委員会（第19条―第23条）

附則

人は、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし、世界に目を向ければ、貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取などにより困難な状況に置かれている子どもが数多く存在しています。そのような子どもを救うため、児童の権利に関する条約が国際連合で採択されました。

我が国においてもこの条約を批准し、すべての子どもの保護と基本的人権の尊重を理念として施策を推進してきましたが、今なお、虐待やいじめなどにより、子どもが苦しみ、追い詰められ、さらには心ない人々の手によってその命までもが奪われてしまう事件が後を絶ちません。

平成17年1月1日、私たちは、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」を基本理念として、新たな上越市を出発させました。この基本理念の下で人と人、地域と地域が互いに支えあいながら共生する新しいまちづくりを進めていくためには、すべての子どもがいきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるようにしていかなければなりません。

私たちは、子ども自身が幸せに生きる権利を持っていることや他の子どもも同じ権利を持っていることを自覚し、人を思いやる心を持ちながら、たくましく聡明に社会へ羽ばたいていくことを望み、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、その尊重及び保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもの心身の健やかな成長を地域社会が支援し、もって子どもが安心して、かつ、自信を持って生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者及びこれに準ずると認められる者をいう。

2 この条例において「保護者等」とは、子どもに対し親権を行使する者、里親その他子どもを養育する者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもは、次代を担う地域社会の宝として、あらゆる場面において、この条例に定める権利をはじめ、日本国憲法に定める基本的人権、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令により定められた権利が尊重され、及びこれらの権利の享受が保障されなければならない。

2 子どもの権利の尊重及び保障は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益が考慮され、かつ、子どもの心身の健やかな成長が促進されること。
- (2) 子どもが次代を担う地域社会の宝であることを認識され、地域社会で守られ、育てられること。
- (3) 子ども又はその保護者等の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他の事由によるいかなる差別もされないこと。
- (4) 子どもが虐待及びいじめによる危険から守られること。
- (5) 子どもの意見が最大限に尊重されること。
- (6) 子どもが自らの可能性を信じ、自身の成長のために努力をしようとする意識を持てるようにすること。
- (7) 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人のことも思いやり、尊重することができるようにすること。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、一人の人間として家庭及び社会の中で尊重され、安心して健康に生きるため、次に掲げる事項が尊重され、及び保障されなければならない。

- (1) 命を大切にされ、愛情を受けてはぐくまれること。
- (2) 虐待及びいじめによる危険から守られること。
- (3) 心身の健やかな成長に有害と認められる情報、薬物、労働等から守られること。
- (4) 心身を守るための支援を求めること。

(自信を持って生きる権利)

第5条 子どもは、一人の人間として自信を持って生きるため、次に掲げる事項が尊重され、及び保障されなければならない。

- (1) 自分の個性及び可能性が認められ、大切にされること。
- (2) 多様な教育を受ける機会及び多様な学習の機会が大切にされること。
- (3) 自分の年齢に応じた遊びをし、文化、芸術及びスポーツに親しむこと。
- (4) 自分に影響を及ぼすあらゆる事項について、自らの意見を表明すること。
- (5) 自分の思想、良心、宗教等が大切にされ、及びこれらを事由として差別されないこと。
- (6) 自分の意見及び行動が不当に妨げられ、及び扱われないこと。

(地域社会に参加する権利)

第6条 子どもは、次代を担う地域社会の一員として健やかに成長するため、次に掲げる事項が尊重され、及び保障されなければならない。

- (1) 地域活動、奉仕活動その他自らが生活する地域をよりよく知り、及び発展させるための活動に参加する機会が大切にされること。
- (2) 前号に規定する活動の場において、自分の意見を述べ、及びその意見が適切に反映されること。

(特別な社会的支援を要する子どもの権利)

第7条 特別な社会的支援を要する子どもは、尊厳を保ち、自立し、かつ、社会に積極的に参加することができるよう、その権利が尊重され、及び保障されなければならない。

(少数の立場に属する子どもの権利)

第8条 少数民族、先住民その他の国籍、民族、宗教、言語等において少数の立場に属する子ども及び当該立場に属する保護者等に養育されている子どもは、いかなる差別もされず、その固有の文化を享受し、宗教を信仰し、及び言語を使用することができるよう、その権利が尊重され、及び保障されなければならない。

(知らされる権利)

第9条 子どもは、自らの権利を理解することができるよう、その権利を知らされることが尊重され、及び保障されなければならない。

第3章 子どもの権利を尊重し、及び保障すべき主体となるものの責務

(市の責務)

第10条 市は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、あらゆる施策を通じて子どもの権利を尊重し、及び保障するよう努めなければならない。

2 市は、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公

共同体、子ども支援活動団体（子どもの心身の健やかな成長の支援又は子どもの福祉の向上を主たる目的として活動する団体をいう。以下同じ。）その他の関係団体等と連携して行うものとする。

（保護者等の責務）

第11条 保護者等は、子どもの心身の健やかな成長についての第一義的な責任を負うべき存在であることを自覚し、その保護者等としての権利を行使する場面において、基本理念にのっとり、子どもの権利を尊重し、及び保障するよう努めなければならない。

2 保護者等は、子どもが他の子どもの権利を尊重することを指導するよう努めるものとする。

3 保護者等は、市が実施する子どもの権利の尊重及び保障に関する施策に協力するものとする。

（地域社会を構成する者の責務）

第12条 市民、事業者、子ども支援活動団体その他地域社会を構成するもの（以下「地域社会を構成する者」という。）は、地域社会の一員としてそれぞれの活動のあらゆる場面において、基本理念にのっとり、子どもの権利を尊重し、及び保障するよう努めるものとする。

2 市民は、子ども同士が互いの権利を尊重することを助長するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動に従事する保護者等が子どもの権利を尊重し、及び保障することができるよう適切な配慮をするものとする。

4 地域社会を構成する者は、市が実施する子どもの権利の尊重及び保障に関する施策に協力するものとする。

（学校等の設置者及び管理者の責務）

第13条 学校等（本市の区域内に存する学校及び児童福祉施設その他子どもの福祉の向上を目的とする施設をいう。以下同じ。）の設置者及び管理者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が実現される教育等を行うよう努めなければならない。

(1) 子どもがその権利を尊重され、及び保障されることを理解することができること。

(2) 保護者等が子どもの権利を尊重し、及び保障すべきことを理解することができること。

(3) 子ども同士が互いの権利を尊重することを助長すること。

(4) 保護者等が子どもの権利を尊重し、及び保障することを助長すること。

2 学校等の設置者及び管理者は、市が実施する子どもの権利の尊重及び保障に関する施策に協力するものとする。

(教育関係者等の責務)

第14条 教育、保育、社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、子どもの権利を尊重し、及び保障するようその職務を遂行しなければならない。

2 教育関係者等は、虐待及びいじめを発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待及びいじめの早期発見並びに虐待及びいじめからの早期救済に努めなければならない。

3 教育関係者等は、市が実施する子どもの権利の尊重及び保障に関する施策に協力するものとする。

第4章 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策等

(施策の策定等に係る指針)

第15条 市は、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、かつ、子どもの心身の健やかな成長を支援すること。
- (2) 子どもが地域社会で守られ、育てられることを支援すること。
- (3) 子どもが、あらゆる場面において、いかなる差別もされないようにすること。
- (4) 子どもの虐待及びいじめを防止し、並びに虐待及びいじめを受けている子どもを早期に救済すること。
- (5) 子どもの意見を最大限に尊重すること。
- (6) 子どもが自らの可能性を信じ、自身の成長のために努力をしようとする意識を持てるようにすること。
- (7) 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人のことも思いやり、尊重することができるようにすること。

(子どもの権利基本計画)

第16条 市長は、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の基本的な計画（以下「子どもの権利基本計画」という。）を定めなければならない。

2 子どもの権利基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の長期的な目標
- (2) 子どもの権利の尊重及び保障に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) その他子どもの権利の尊重及び保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、子どもの権利基本計画を定めるに当たっては、子どもの意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ上越市子どもの権利委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、子どもの権利基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、子どもの権利基本計画の変更について準用する。

(市が実施する基本的な施策)

第17条 市は、子どもの権利の尊重及び保障が推進されるよう、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 子どもの権利に関する知識の普及及び意識の啓発
 - (2) 地域社会で子どもを守り、並びに子どもの権利の尊重及び保障を推進しようとする社会環境の整備
 - (3) 子どもがその権利を享受するために必要な社会環境の整備
 - (4) 次に掲げる事項を助長するための教育及び学習の振興
 - ア 子どもが自らの権利を理解すること。
 - イ 子どもが自らの可能性を信じ、自身の成長のために努力しようとする意識を持つこと。
 - ウ 他の人を思いやる意識を持つこと。
 - (5) 虐待、いじめその他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置
 - (6) 地域社会を構成する者が行う自発的な子どもの権利の尊重及び保障に関する活動に対する支援
 - (7) 子どもの権利の侵害に関する相談窓口の整備、関係機関等との連携体制の整備その他子どもの権利の尊重及び保障に必要な体制の整備
- (施策の実施状況の公表)

第18条 市長は、毎年、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第5章 上越市子どもの権利委員会

(設置)

第19条 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査審議するため、上越市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第20条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利基本計画に関し、第16条第3項（同条第5項において準用する場合を

含む。)に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、子どもの権利の尊重及び保障に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

(3) 子ども権利の尊重及び保障に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が子どもの権利の尊重及び保障に及ぼす影響を評価すること。

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、子どもの権利の尊重及び保障に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業者
- (4) 教育関係者等
- (5) P T A等の代表者
- (6) 子ども支援活動団体の代表者
- (7) 公募に応じた市民

(委員の任期)

第22条 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。